

議案第 23 号

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年小松島市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年小松島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改める。

第5条中「定める」を「規定する」に改める。

第8条第1項中「，利用申込者又はその家族に対し」を削り，同条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第10条中「指定介護予防支援事業所の」を「事業所の」に改める。

第14条中「同条」を「法第58条」に，「)の額」を「)」に改める。

第17条第1項中「同法第41条第10項」を「法第41条第10項」に改める。

第22条第2項中「担当させ」を「提供し」に改め，同項ただし書中「は，」を「は」に改める。

第29条第5項中「同」を削る。

第31条中「指定介護予防支援事業所」を「事業所」に改める。

第34条第12号中「介護計画」を「看護計画」に，「を作成した際には，当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない」を「等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」に改め，同条第26号中「同法」を「法」に，「同項」を「同条第1項」に，「サービス又は」を「サービス若しくは」に改める。

第35条第6号中「同」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。